2024年度「埼玉発世界行き」奨学金
募集要項（全コース共通）

「埼玉発世界行き」奨学金は、寄附者からの貴重な御寄附と埼玉県民の税金により運営されています。十分に御理解の上、御応募ください。

１　募集期間

2024年３月１８日（月）～４月３０日（火）２３時５９分

２　応募方法

１の募集期間中に、下記のグローバル人材育成センター埼玉（以下、ＧＧＳという）のHPから奨学金申請システムへの応募申請に係る事項の登録と、応募資格を満たすことが確認できる書類のアップロードを済ませてください。

https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/

※システムへの登録と応募書類のアップロードが揃って応募が完了します。システム登録のみでは応募と認められませんので御注意ください。

３　併願について

一般奨学金から１コース、冠奨学金から２コースの最大で３コースまで併願ができます。ただし、複数の奨学金に採択されることはありません。

４　応募申請に係る事項

ア　申請者情報（氏名、住所、留学先等）
イ　自己ＰＲ（700字以上、800字以内）
ウ　学習計画等（900字以内）
エ　小作文「埼玉親善大使として、留学先でどのように埼玉をPRするか」（400字以上500字以内）（埼玉親善大使については下記８の（３）を参照）
オ　小論文（小論文のテーマはコースごとに違います。各コースの要項を参照）

５　応募資格を満たすことが確認できる書類

応募資格はコースによって異なります。各コースの要件を確認の上、該当する書類をアップロードしてください。なお、容量は１つのファイルにつき１０MBが上限です。

学位取得コース、冠奨学金の長期コース及び学位取得コース	
1	写真　応募者の証明写真

2	2024 年４月１日現在で、１年以上埼玉県に住所を有することを確認する書類 【埼玉県内在住者】・住民票の写し 【埼玉県外在住者】・応募者と保護者等のそれぞれの住民票の写し（コピー可）と戸籍抄本等
3	外国語能力試験のスコアの写し又は、留学先大学において使用する言語能力を有することを証する書類 英語は TOEFL-iBT、IELTS、英検等、中国語は HSK、他言語はそれぞれ公的試験のスコアで有効期限内のもの、又は留学先大学において使用する言語能力を有することを証する日本語の書類
4	留学先の海外大学等からの入学許可書（留学受入通知書）の写し ※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付してください。 ※応募時点で発行されていない場合は、得られ次第提出してください。
5	低所得世帯の出身であることが確認できる書類（学位取得コース、別紙の特例該当者のみ）

地域活躍コース・冠奨学金のうち、学位取得を要件としないコース	
1	写真　応募者の証明写真
2	応募資格を満たすことを確認できる書類 ①県内の大学等に在籍する者・住民票の写し（個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載がないもの。以下同様）・在学証明書 ②県外の大学等に在籍し、１年以上継続して埼玉県内に在住する者・住民票の写し（2024 年４月１日の時点で県内に住所を１年以上継続して有することを確認できる書類）・在学証明書 ③県外の大学等に在籍し県外に在住している者で親が１年以上県内に在住している者・保護者等の住民票の写し（2024 年４月１日の時点で県内に住所を１年以上継続して有することを確認できる書類）・保護者等との続柄が確認できる戸籍抄本等・在学証明書 ④大学等に在籍し県外に在住の者で当該大学が埼玉県内に有するキャンパスに２年以上 通学していた者・県内にある大学キャンパスに２年以上通学したことを証明する書類・住民票の写し・在学証明書
3	留学先の海外大学等からの入学許可書（留学受入通知書）の写し ※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付してください。 ※応募時点で発行されていない場合は、得られ次第提出してください。
4	低所得世帯の出身であることが確認できる書類（地域活躍コース、別紙の特例該当者のみ）

高校生を対象としたコース	
1	写真　応募者の証明写真
2	住民票の写し（個人番号（マイナンバー）及び本籍の記載がないもの）
3	在籍校の校長から発行された「留学許可書」の写し
4	留学先の現地高校等からの留学受入許可書の写し ※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付してくだ

	さい。 ※応募時点で発行されていない場合は、得られ次第提出してください。

６　選考スケジュール

〈学位取得コース、冠奨学金コース〉

（１）書類選考
2024 年６月１４日（金）までに選考結果をお知らせします。

（２）面接選考
書類選考に合格した者に対して、６月下旬に実施します（場所：さいたま市内）。
面接実施日にすでに海外留学中である方に限り、オンラインによる面接も可能です。
詳細は面接選考対象者に通知します。

（３）最終選考結果
2024 年７月１９日（金）までに選考結果をお知らせします。

〈地域活躍コース〉
書類選考のみで奨学生を決定します。
2024 年７月１９日（金）までに選考結果をお知らせします。

７　奨学金の支給

選考結果と共に交付請求の手続方法をお知らせします。奨学金は、奨学生又は保護者等の名義の円貨口座に振り込みます。ただし、高校生は保護者等の口座に限ります。

８　奨学生の責務

以下の責務を負います。責務が果たされない場合、支給した奨学金の返納を求める場合があります。

（１）壮行会・同窓会への参加

海外留学に出発する奨学生を送り出す壮行会と、帰国した奨学生との交流を図る同窓会を８月５日（月）に開催予定です。原則として、この日までに留学を開始している方以外は参加してください。会場はさいたま市内を予定しています。詳細については、奨学生決定者にお知らせします。

（２）事前研修への参加（高校生のみ）

奨学生に決定した高校生を対象とした事前研修会を７月２６日(金)に開催予定です。原則として、この日までに留学を開始している方以外は参加してください。会場はさいたま市内を予定しています。詳細については、奨学生決定者にお知らせいたします。

（３）冠奨学金支援者への挨拶及び成果報告（冠奨学金奨学生のみ）

ア　奨学生に決定後、出国前に冠奨学金の支援者に対し、次のいずれかの方法で挨拶を行うこと。

（ア）壮行会（（１）参照）で対面

（イ）冠奨学金の支援者を訪問

※ただし、すでに留学中で海外に滞在中の方は、オンラインや手紙等代替手段の活用によっても可。

イ　帰国後には冠奨学金の支援者を訪問し、成果を報告すること。

（４）埼玉親善大使としての活動

奨学生には留学期間中、埼玉県が埼玉親善大使を委嘱します。留学先で本県のＰＲに努めるとともに、自分が学び経験した現地の歴史、文化、政治経済事情等について県民に紹介するレポートを提出するなど、本県の国際交流の推進に御協力ください。

（参考）埼玉親善大使レポートのホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/saitamashinzentaishireport.html

（５）報告書等の提出

留学終了後６０日以内に、以下の書類を電子データ（Word 又は PDF）で提出してください。

ア　留学等修了報告書（様式）

イ　修学レポート「留学で学んだこと及び学んだことを今後どのように活かしていくか」(学位取得コース及び冠奨学金コースは 4,000 字以上、地域活躍コース及び高校生留学コースは 2,000 字以上)

（６）帰国後のフォローアップ調査への回答

「埼玉発世界行き」奨学金の原資は埼玉県民の貴重な税金や企業・篤志家の方からの御寄附です。そのため、奨学生ＯＢ・ＯＧの活躍状況を把握し、フォローアップや今後の施策への活用、寄附者へのフィードバックを行う必要があります。

ついては、毎年１回調査を行いますので、**奨学金支給年度の翌年度から５年間は必ず回答してください**。５年目以降についても、進路状況等をフォローアップするため調査を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に理解し、御協力ください。

（７）「グローバル人材埼玉ネットワーク」（「埼玉発世界行き」奨学生同窓会）への加入

県内の海外留学経験者をはじめ県内大学外国人留学生など、県にゆかりのあるグローバル人材や県内企業、団体、大学等が情報交換・交流を深めるためのネットワークです。奨学生は、同ネットワークの会員となります（加入手続はＧＧＳが行いますので個人の手続は不要です）。

海外留学の経験を活かし、県のグローバル化へ御協力いただくとともに、このネットワークを御自身の活動に御活用ください。

（参考）グローバル人材埼玉ネットワークのホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/global/globalnet.html

（８）「就職マッチング＆フォローアップシステム」への登録（高校生除く）

海外展開に力を入れている県内企業と学生をつなぐ就職マッチングサイトです。ＧＧＳが運用しています。奨学生には同システムに登録いただきます（仮登録手続きはＧＧＳが行いますので本登録の手続をお願いします）。帰国後は海外留学の経験を活かせる企業等への就職活動に御活用ください。

（参考）就職マッチング＆フォローアップシステムのホームページ
https://ggs-jobmatch.jp/

（９）国際施策・交流事業への協力

帰国後、埼玉県やＧＧＳが実施する事業への協力をお願いします。

（10）社会規範の遵守

「埼玉発世界行き」奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守してください。

９　奨学金交付の取消及び返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

（１）申請時の応募資格を喪失したとき
（２）申請書・誓約書等の記載事項に虚偽があったとき
（３）在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき
（４）休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
（５）卒業の見込みがなくなったとき
（６）各コースが定める留学期間の条件を満たさず途中帰国したとき
（７）「８奨学生の責務」を果たさないとき
（８）留学の目的や内容に大幅な変更があり、交付決定した内容と同等とみなされないとき（但し、天変地異等やむを得ない場合を除く）
（９）その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

10　応募書類等に記載された個人情報の利用について

公益財団法人埼玉県国際交流協会が定める特定個人情報取扱規程（平成２７年１０月１日施行）により、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

なお、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、グローバル人材育成事業及び冠企業の広報等のため、公益財団法人埼玉県国際交流協会又は冠企業の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

11　奨学生となった場合の埼玉県での個人情報の利用について

奨学生の応募書類等に記載された個人情報は埼玉県においても利用いたします。個

人情報を取り扱う際には、「埼玉県個人情報保護条例」（平成１７年４月１日施行）により、適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、埼玉県のグローバル人材育成事業の広報等のため、県の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

12　その他の注意事項

（１）査証の取得､留学先への手続き等は､応募者本人の責任において行ってください。

（２）留学中のトラブル・事故等において、ＧＧＳ及び埼玉県は一切の責任を負いません。

（３）合否に関する問合せには一切応じません。

（４）この要項において、大学、大学院、短期大学、高等学校とは学校教育法に定めるものを言います。